



平成31年4月12日

南相馬市議会議長

会派名

改革1977

代表者氏名

渡部一夫



調査研究報告書

- 1 期間 平成31年3月28日(木)～31年3月29日(金)
- 2 参加者 ① 渡部一夫 ② 小川尚一
③ 竹野光雄 ④ 田中京子
⑤ 鈴木貞正 ⑥
- 3 旅行先及び調査研究内容 別紙のとおり

会派「改革クラブ」先進地視察研修報告

改革クラブ 代表 渡部 いっぴ

先進地視察研修期間 2019年3月28日～3月29日（2日間）

先進地視察研修先 東京都

3月28日（木） 東京都・復興庁

調査項目「復興創生に向けた取り組み」について

14：00～15：00

東京都・経済産業省資源エネルギー庁

調査項目「太陽光パネルの廃棄」について

15：00～16：00

3月29日（金） 東京都・豊洲市場

調査項目「農水産物の現状」について

9：00～11：00

内容

1、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について

平成31年3月8日

閣議決定

東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第3条の規定に基づく「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）の全部を別紙のとおり変更する

2、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（概要版）

・『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況を踏まえ、見直しを行う。

・政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、基本方針に定めるところにより、2.及び3.に掲げる各事項に重点的に取り組み、4.において復興・創生期間後における復興の基本的方向を示す。

1、【基本的な考え方】

・地震・津波被災地域においては、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業などの復興を加速する。復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、取り組みを進める。

・福島原子力災害被災地域においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取り組みを進める。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

2、【各分野における今後の取組】

- (1) 被災者支援：避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成、「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援
- (2) 住まいとまちの復興：住まいの再建（岩手県、宮城県において復興・創生期間中に仮設生活を解消）、交通・物流網の構築など
- (3) 産業・生業の再生：観光振興（平成 32 年までに外国人宿泊者数 150 万人泊目標）、農林水産業の再生、企業立地の促進、人材の確保など
- (4) 原子力災害からの復興・再生：①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、⑤事業者・農林水産業者の再建、⑥風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
- (5) 「新しい東北」の創造：企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの活用により取組を推進、これら取組で蓄積したノウハウ等を普及・展開

3、【復興の姿と震災の記憶・教訓及び 4、フォローアップ等】

- ・東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWCを通じて、世界中からの支援に対する感謝、被災地の復興の姿や魅力を国内外に発信
- ・効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を始め、復興全般にわたる取組を集約・総括
- ・基本方針の実施状況等についてフォローアップ

4、【復興・創生期間後における復興の基本的方向性】

- ・復興期間中に実施された復興施策の総括を行った上で、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、今後の対応を検討。

(1) 地震・津波被災地域

復興・創生期間後も一定期間対応することの検討が必要な課題は次のとおり。必要な事業について、速やかな復興の完了と自律に向けた支援のあり方を検討。

- ①ハード事業：個別の工事箇所ごとの進捗管理の徹底等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど

- ②心のケア等の被災者支援： コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等
- ③被災した子どもに対する支援： 特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援
- ④住まい： 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等、災害公営住宅の家賃低廉化事業、特別家賃低減事業
- ⑤産業・生業： 中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長要望
- ⑥地方単独事業等： 残事業に対応するための人材確保策、法律に基づく減収補てん等
- ⑦原子力災害に起因する事業： 風評被害対策等

(2) 原子力災害被災地域

復興・創生期間後も対応することの検討が必要な課題は次のとおり。必要な事業について、支援のあり方を検討。

- ①事故収束： 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施
- ②環境再生に向けた取組： 中間貯蔵施設の整備・施設への搬入、仮置場の原状回復、土壌等の減容・再生利用等による最終処分量の低減、特定廃棄物の処理等
- ③帰還促進・生活再建等： 魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、買い物・教育・医療等生活に必要な環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免、心身のケア・見守り・生活・保険相談
- ④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積： 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進等福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営
- ⑤事業者・農林漁業者の再建： 事業再開、経営改善、人材確保等、営農再開・作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等
- ⑥風評払拭・リスクコミュニケーション等： 情報発信、環境放射線モニタリング、健康調査、食品検査、農林水産物の販路回復、観光振興の取組
- ⑦地方単独事業： 原子力災害に伴う風評被害対策、人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

(3) 復興を支える仕組みについて

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるように、あり方を検討。

(4) 後継組織について

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

5、参考資料

- ・【被災者支援】 復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

避難者数 約 47 万人（2011 年 3 月時点）が 5.2 万人（2019 年 2 月時点）

応急仮設住宅入居者数 1.4 万人（2019 年 2 月時点）

見守り・生活相談、心身のケア、コミュニティ形成支援など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援

- ・【住まいとまちの復興】 住宅再建は着実に進捗

高台移転による宅地造成 平成 30 年度末に計画戸数 約 1.8 万戸概ね完了

災害公営住宅 平成 30 年度末に計画戸数 約 3 万戸概ね完了

- ・【産業・生業の再生】 生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

営農再開可能面積 92%（2019 年 1 月時点）

※津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合

業務を再開した水産加工施設 96%（2018 年 6 月時点）

※被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設の再開状況

「まちなか再生計画」 10 件（2019 年 1 月時点）

- ・【福島の復興・再生】 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示解除。
本格的な復興のステージへ

（1）帰還促進・生活再建

- ・住まい、医療、介護、教育、買い物等の環境整備を推進

（2）帰還困難区域の復興・再生

- ・双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の 6 町村の特定復興再生拠点区域において、家屋等の解体・除染やインフラの復旧・整備等を推進

（3）福島イノベーション・コースト構想

- ・浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す

〈廃炉分野〉

廃炉研究開発拠点の整備（楡葉町、富岡町、大熊町）

〈ロボット分野〉

福島ロボットテストフィールドの整備（南相馬市、浪江町）

〈エネルギー分野〉

再生可能エネルギーや水素等のエネルギー関連産業の創出

〈農林水産分野〉

農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進

(4) 風評被害対策

・「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、「知ってもらう」「食べてもらう」「来てもらう」の3つの視点から情報発信

感想

- 1、南相馬市がどうなるのか、具体的なことは、こちらから話をしなければ動かない、という感じがしてならない。
- 2、ある意味、復旧・復興、復興・創生の、その後はどうなるのか、南相馬市が取り残されていくのでは、という感じがする。
- 3、押しなべて、各自治体では差別化（特徴ある政策）に向けて取り組んでいるが、そうすると、差別化が当たり前になる。もう一步進んだ取り組みが問われているような気がする。

3月28日(木) 東京都・復興庁
調査項目「太陽光パネルの廃棄」について
15:00~16:00

内容

1、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン (第二版)
平成30年

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

目次

- 第1章 総論
- 第2章 太陽光発電設備の所有者、解体・撤去業者(利用終了~解体・撤去)
- 第3章 使用済太陽電池モジュールの処理
- 第4章 リユース
- 第5章 災害時における使用済太陽光発電設備の取扱い
- 第6章 参考資料

上記資料及び次の資料に基づき説明があった

【太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分及び導入に当たっての環境配慮の推進について】

◀検討の趣旨▶

低炭素社会の実現に向け、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用が重要であり、太陽光発電設備の大幅導入が進んでいる。一方、太陽電池モジュールの適正なリユース、廃棄・リサイクル、地域の環境保全等の観点から課題が指摘されている。このため、環境省は、こうした課題に対応し、太陽光発電の適正な推進を図るため、武部新環境大臣政務官チーム長とする「太陽光発電のリサイクル・適正処理等に関する検討チーム」を設置し、課題への対応の在り方について検討を行った。

1、現状と見通し

【現状】

- (1) 累計約42GW(ギガワット)、約420万tが導入(2017.9末)。
- (2) 年間約4,400tの太陽電池モジュールが排出。そのうち約3,400tがリユースされ、約1,000tがリサイクル・最終処分されていると推計(環境省調査)。
- (3) 大規模な森林伐採により環境への影響が懸念される事案が発生。

【見通し】

- (1) 2030年のエネルギーミックスでは64GWが導入。
- (2) 2030年代後半には年間約50~80万tの太陽電池モジュールが排出。その後も年間30~40万tが定常的に排出。

- (3) 設計施工の不具合や災害、故障、リプレースなどによって、一定程度は製品寿命よりも前倒しで排出。
- (4) 環境への影響が懸念される事案が増加するおそれ。

2、課題

(1) リユース

- ①不適正リユースを防ぐための判断基準が未整備
- ②リユース可否の診断や物流に係るコストの低減

(2) 有害物質に関する情報提供

- ①太陽電池モジュールに含まれる鉛等の有害物質への懸念により、一部の最終処分業者が受入れに慎重な姿勢をとっている
- ②製品寿命が長く、排出時に製造業者等が不在となり、有害物質等の情報が処理業者に適切に伝達されず、適正かつ円滑な処理に支障を来す可能性

(3) 処理能力の確保

- ①急激な排出量の増加が見込まれることから、将来的に処理能力が不足するおそれ

(4) 資源の有効利用

- ①単純に市場に委ねれば、リサイクルが選択されにくく、太陽電池モジュールのうちアルミ枠を除く部分を埋め立て処分をした場合、ピーク時で年間 230~370 億円相当の有効資源（銀等）が未回収となる（環境省調査）

(5) 最終処分場の残余容量

- ①アルミ枠を除く全容量を埋め立て処分した場合、ピーク時には 2025 年度の産業廃棄物最終処分量目標値の 4~7%に達し、最終処分場の残余容量への影響の懸念

(6) 撤去・廃棄費用の積立

- ①将来の撤去・廃棄費用を確保している発電事業者は 3 割以下に留まり、発電事業終了後に放置や不法投棄が発生するおそれ

(7) 搬入に当たっての環境配慮の推進

- ①森林伐採等に伴う土砂流出や濁水、生態系への影響や景観への影響を回避・低減するための仕組みが未整備

3、リユース・リサイクル・適正処分及び導入に当たっての環境配慮の推進に向けて

- (1) 適正なリユースの推進のため、リユース品に係る判断基準の整備が必要であるとともに、物流・診断の低コスト化に向けた取組が必要
- (2) 将来にわたって、太陽電池モジュールのリサイクル・適正処分を推進していくためには、①処理の滞留の恐れがある現状を踏まえつつ、排出量が大幅に増加する将来も見通して、安定的に処理ができる体制を整えることや、②製造業者等からの有害物質含有情報の提供による適正かつ円滑な処理の確保が必要である。また、資源

の有効利用や最終処分場の逼迫回避の観点からは、③市場におけるリサイクル・最終処分コスト及びその変動に関わらず安定的に太陽電池モジュールのリサイクルがなされる状況を整えることが必要である。こうした条件を満たし、円滑かつ効率的にリサイクル・適正処分がなされるような制度を、できるだけ早期に導入すべきである。このような制度の早期導入が、国内リサイクル産業の振興や先進的なリユース・リサイクル技術の国際展開につながることを期待される。

(3)大規模太陽光発電事業について、環境影響評価法の対象事業とすることも含めて、導入に当たっての環境配慮を推進するための適切な制度の検討を早急に行うべきであり、今夏にも検討会を立ち上げて検討を開始する。

感想

- 1、太陽光発電のリサイクルは理解するものの、有毒性の物（鉛、ヒ素等々）が人体に与える影響の考察に乏しさを感じる。省庁の皆さんは直接手に触れることはまずない。少量だから安全はいただけない話と感じた。
- 2、リサイクルする工場は、全国にこれまで7カ所、今回3カ所を加え全国で10カ所になる。さらに地域的バランス（太陽光の設置数を加味して）を見ながら取り扱う箇所を増やすということだが、太陽光の設置数に比べこの種取り組みの認知度は低い。
- 3、やはり、長所と短所を織り込んだ説明の不十分さを再認識した。

3月29日（金） 東京都・豊洲市場
調査項目「農水産物の現状」について
9：00～11：00

内容

1、豊洲市場は、取扱う生鮮食料品や市場での役割に応じて、3つの街区により構成されています。

【5街区】 青果棟

国内外の野菜や果物を集めて取引を行う卸売場と、飲食店や街の八百屋さんなどが品物を仕入れに来る仲卸店舗があります。

【6街区】 水産仲卸売場棟

街の魚屋さんやお寿司屋さんなどが、水産物を仕入れに来る場所です。

【7街区】 水産卸売場棟

ここは国内外からの水産物を集め、取引を行う場所です。ここでは、見学者用デッキからマグロのセリを間近で見られるようになります。

2、中央卸売場の機能

- (1) 国内外から大量、多種類の品物が集められます。(集荷)
- (2) セリで取引を行うことによって、買い手のついた最も高い値段が、即時にその品物の価格となるため、その日の需給を反映した適正な価格を迅速につけることができます。(公正な価格の形成)
- (3) 品物を買やすい量、大きさにして、市場に買い出しにくる多くの小売業者等に販売しています。(分荷)
- (4) 卸売業者と仲卸業者間等での代金の決済が、一定のルールのもとに、確実に行われます。(確実な取引の決済)
- (5) 1か所で大量の品物の取引を行うことで、流通にかかる運賃等の経費を節減することができます。(流通経費の削減)
- (6) 入荷量や卸売価格等の情報を即日公表しています。(情報の提供)
- (7) 市場内の衛生検査所による監視指導や検査等により、衛生面から品物をチェックするほか、施設等の衛生管理に努めています。(衛生の保持)

3、市場で働く人たち

(1) 卸売業者

出荷者から受託または買付した品物を、市場内の卸売場で、せり・入札・相対取引によって仲卸業者や売買参加者に販売します。卸売業者が市場で営業するためには、農林水産大臣の許可が必要です。

(2) 仲卸業者

卸売業者から買った品物を、市場内の自分の店（仲卸店舗）で、小売業者など市場に買い出しにやってくる人たち（買出人）に販売します。仲卸業者が市場で営業するためには、開設者の許可が必要です。

(3) 売買参加者

小売業者やスーパーのバイヤーなどは、開設者の承認を受ければ、売買参加者として、仲卸業者と同様に卸売業者から直接、せり等によって品物を買うことができます。

(4) 関連事業者

市場内で市場を利用する人たちのために包丁や長靴、計量器、包装資材などを販売したり、飲食業や運送業等を営んでいます。

(5) 開設者

東京都は、都内11の中央卸売市場の開設者として、市場に集まる安全・安心な生鮮食料品等が適正な価格で、いち早く消費者の手元に届くよう、卸売市場法や条例等に基づく取引の指導・監督、市場施設の整備や維持・管理等を行っています。なお、食肉市場では、市場業務のほか、と畜解体事業も行っています。

感想

- 1、とてつもなく広く、大きい施設というのが第一印象としてある。また、開設して間もないことから、非常にきれいな建物群であった。いつも思うことだが、都会の人たちは歩くことに違和感がないように思う。私は歩き疲れた。
- 2、訪問した時間が「競り時間」から遅く、実際目にするのができず、心残りではある。今後の課題としたい。